

# 議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

## 1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県 AED 等の普及促進に関する条例		
担当課（室）	医療政策課	公布日	平成 25 年 3 月 27 日
報告の根拠	茨城県 AED 等の普及促進に関する条例第 6 条（年次報告）		

※ AED とは・・・自動体外式除細動器。心臓に電気ショックを与えることでけいれん（細動）した状態を取り除く医療機器。胸骨圧迫、人工呼吸等の心肺蘇生法と併用することにより、心拍再開の可能性を高め、予後における社会復帰率向上に寄与するものである。

## 2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

### （1）条例の概要・施策体系図

#### 茨城県 AED 等の普及促進に関する条例

##### 1 目的（第 1 条）

- ・ 県民の救命率の向上のため、県が県民に対し、AED 及び心肺蘇生法の普及促進を図る
- ・ 県民の自発的な応急手当の実施を促すことにより、県民の生命及び身体の保護に寄与することを目的とする

##### 2 各主体の役割（第 2 条～第 5 条）

県、学校、県民及び事業者の各取組を規定

##### 3 基本的施策（第 2 条～第 5 条）

###### （1）県の取組（第 2 条）

- ①市町村等と連携し、県民に対し、AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の普及・啓発
- ②県施設への AED を設置、県施設以外の施設に対する AED 設置促進
- ③県施設の AED の適切な維持管理と適切な表示、県施設以外の AED を設置している施設に対する設置場所及び使用方法の表示を促進

###### （2）学校における取組（第 3 条）

- ①市町村等と連携し、小学校、中学校、高等学校等の教職員に対し AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させるよう努める
- ②公立学校の新任教諭に対して、AED 及び心肺蘇生法に関する救命講習を実施
- ③学校は、授業その他の教育活動において、児童及び生徒の発達段階に応じて AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させる機会の確保に努める
- ④公立の中学校、高等学校等は、生徒に対し、学習指導要領を基本に心肺蘇生法に関する実習を実施
- ⑤公立以外の中学校、高等学校等は、実習を通して生徒が心肺蘇生法を理解することができるよう努める

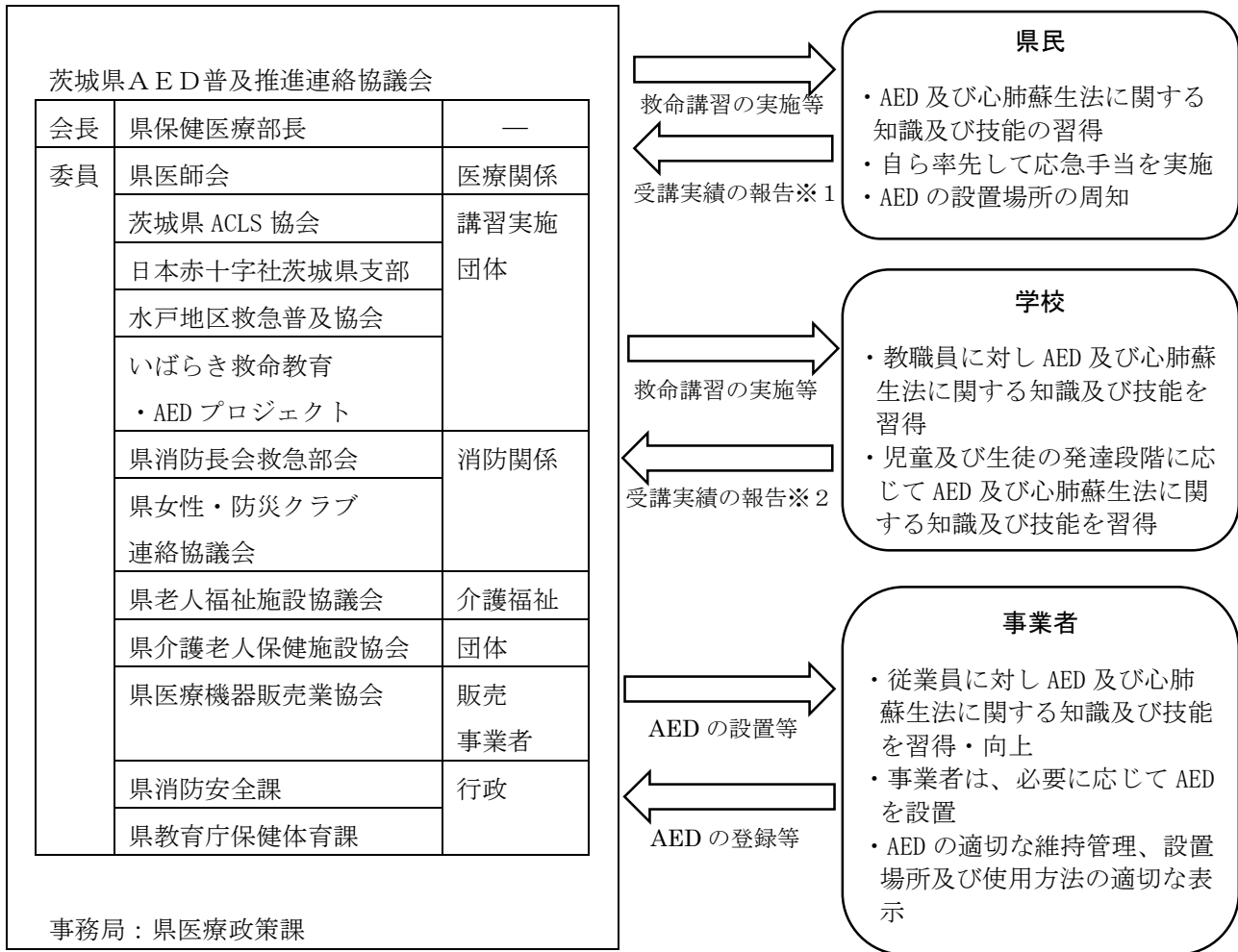
###### （3）県民の取組（第 4 条）

- ①県民は、AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得に努める
- ②県民は、救急現場に居合わせた場合は、互助の精神及び一人一人の命を大切にする精神にかんがみ、自ら率先して応急手当を実施するよう努める
- ③県民は、大規模な集客を伴う催しを行う場合は、必要なときに AED を使用できるよう AED の設置場所を参加者に周知するよう努める

###### （4）事業者の取組（第 5 条）

- ①従業員に対し、AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させ、かつ、向上させるよう努める
- ②事業者は、必要に応じて AED を設置するよう努める
- ③事業者は、AED を設置した場合は、AED の適切な維持管理に努め、AED の設置場所及び使用方法について適切な表示を行うよう努める

## (2) 推進体制



※1：実績報告は各消防本部等からの報告による。

※2：実績報告は各学校からの報告による。

### 【協議会の活動内容】

- ・各団体等の取組内容について情報共有

+

ターゲットを絞ったAEDの設置促進（老人ホーム、スポーツ施設等）

救命講習実施状況の把握・実施の呼びかけ、講習実施団体とのマッチング促進

バッテリーの交換など適切な維持管理の周知

## AED 及び心肺蘇生法の普及促進

県民の自発的な応急手当の実施による県民の生命及び身体の保護

(3) 条例制定後の主な取組

1 条例制定時に課題とされた事項に係る調査結果等

(1) AED の設置登録制度への登録施設数 (第2条、第3条、第5条)

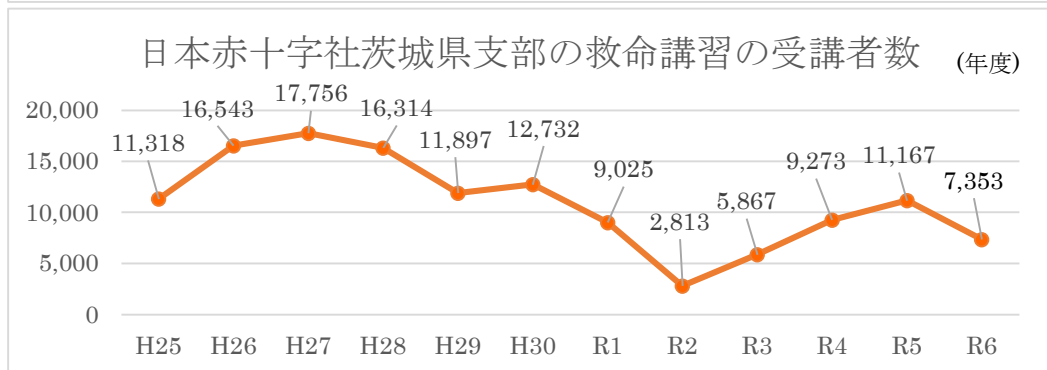
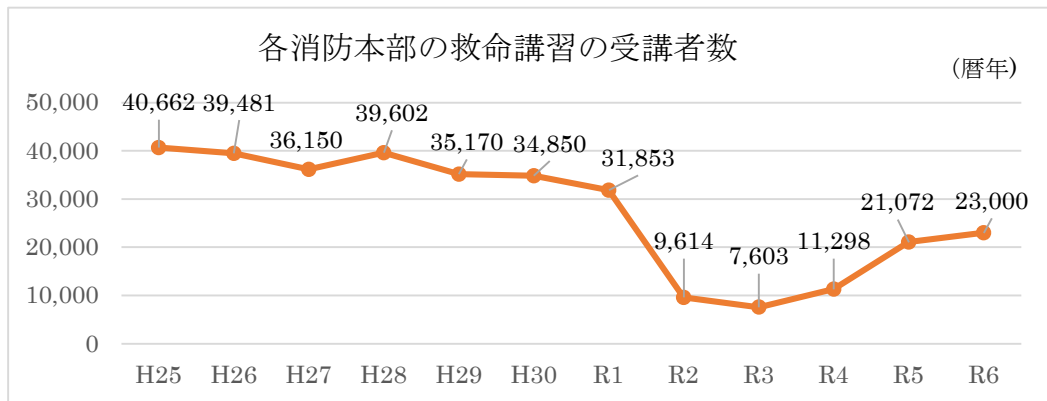
2,590 施設 (H25年4月) → 4,201 施設 (R8年3月)

(2) AED の設置施設 (第2条、第3条、第5条)

施設区分		H25.4 施設数 (A)	R8.3 施設数 (B)	増減 (B-A)
県	学校	91	134	43
	美術館、庁舎、その他	48	136	88
	小計	139	270	131
市町村	学校、保育園等	938	956	18
	消防機関	62	99	37
	公民館、その他	980	1,490	510
	小計	1,980	2,545	565
国等その他公的機関		5	28	23
民間		398	1,192	794
医療機関		68	166	98
合計		2,590	4,201	1,611

(3) 救命講習の受講者数 (第2条)

- 各消防本部では、条例制定後から令和6年 (R6.12) までに延べ 330,355 人、日本赤十字社では、条例施行後から令和6年度 (R7.3) までに延べ 132,058 人に対し救命講習を実施。



(注) 令和元年度から令和2年度にかけて実施回数等が大幅に減少している要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面や参集での研修を控えたことによる。

(4) 学校における取組 (第3条)

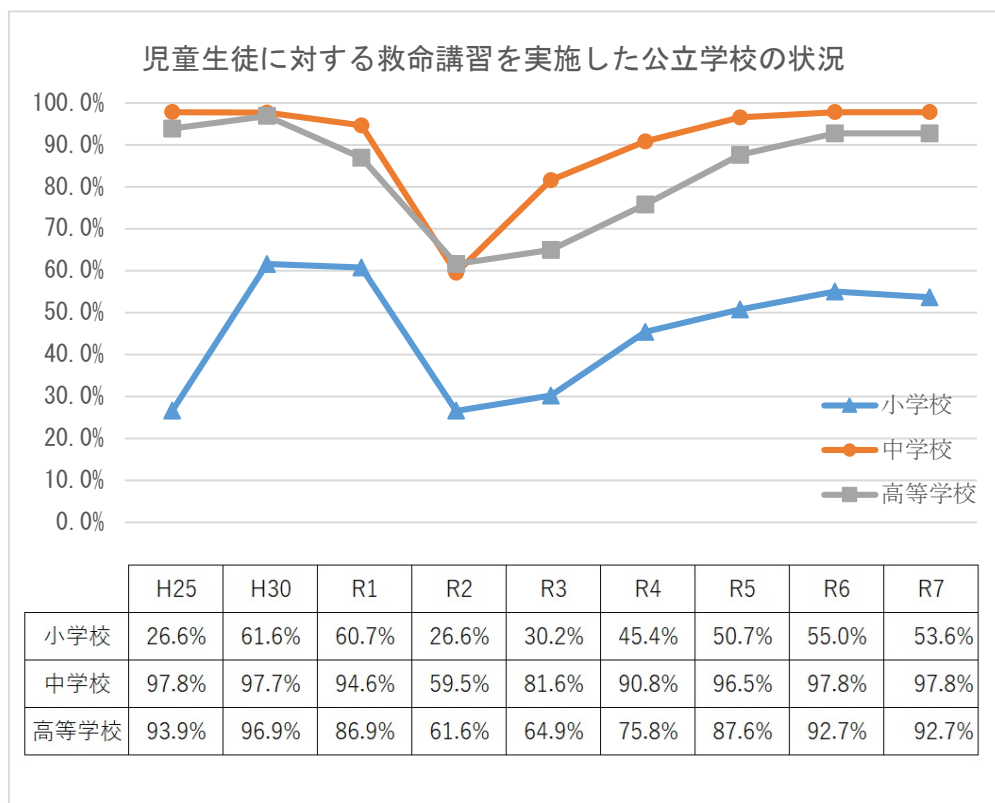
① 公立学校における教職員の救命講習の受講人数

[R7 学校保健・学校安全実態調査]

区分	小学校	中学校	高等学校	計
3年以内に救命講習の受講者数計	9,403	5,359	3,185	17,947

② 児童生徒に対する救命講習を実施した公立学校数

[R7 学校保健・学校安全実態調査]



(注) 令和元年度から令和2年度の実施割合が減少している要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面や参集での研修を控えたことが一因と考えられる。

③ 私立学校の取組状況 [R7 医療政策課調べ]

区分	学校数	回答数 (A)	回答率	教職員向け		児童生徒向け	
				学校数 (B)	実施率 (B/A)	学校数 (C)	実施率 (C/A)
高等学校	37	25	67.5%	17	68.0%	18	72.0%
中等教育学校	3	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%
中学校	11	5	45.4%	3	60.0%	4	80.0%
小学校	7	7	100.0%	5	71.4%	3	42.8%
合計	58	40	68.9%	26	65.0%	26	65.0%

○私立学校の場合、県 AED 条例の規定上、教職員及び児童生徒の心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得については努力義務ではあるが、県民の救命率向上や県民の生命及び身体の保護のため、引き続き、各私立学校あて救命講習の実施を呼びかけていく。

(5) その他(第1条、第2条、第3条、第4条)

①AEDとともに三角巾等の整備促進

・三角巾等を活用したプライバシー保護の方法として、県普及啓発サイト「AEDのココロエ」のAED使い方動画で周知。

②AEDの設置・登録促進及び救命講習の実施

・AEDの設置・登録促進及び救命講習の実施について、県HP、県普及啓発サイト「AEDのココロエ」、X(旧Twitter)にて協力を依頼。

③市町村消防機関が行う普及啓発活動に対する指導、助言及び指導者の養成

・県消防学校において救命に関する、教育、研修、訓練を実施し、救命講習を開催する技能を持った職員を育成。

<令和7年度消防学校における教育状況>

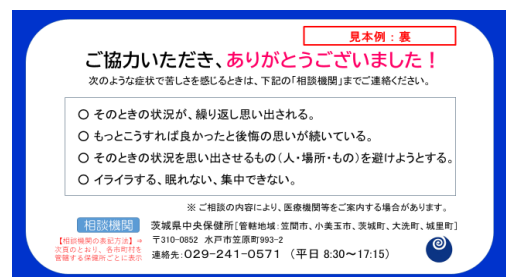
教育課程	修了者数
初任科	136人
救急科	128人

・救命講習に関する周知及び積極的な救命講習会開催の働きかけ。

④サンキューカード(バイスタンダーカード)の周知

・救急現場等で応急手当を行った方々に対して配布するもの。感謝の意を伝えるとともに、応急手当を行った後の心の不安等に対するサポートを目的としている。

・茨城県普及啓発サイト「AEDのココロエ」にて、配布対象者、配布カード(見本例)、相談窓口に関する情報を発信。



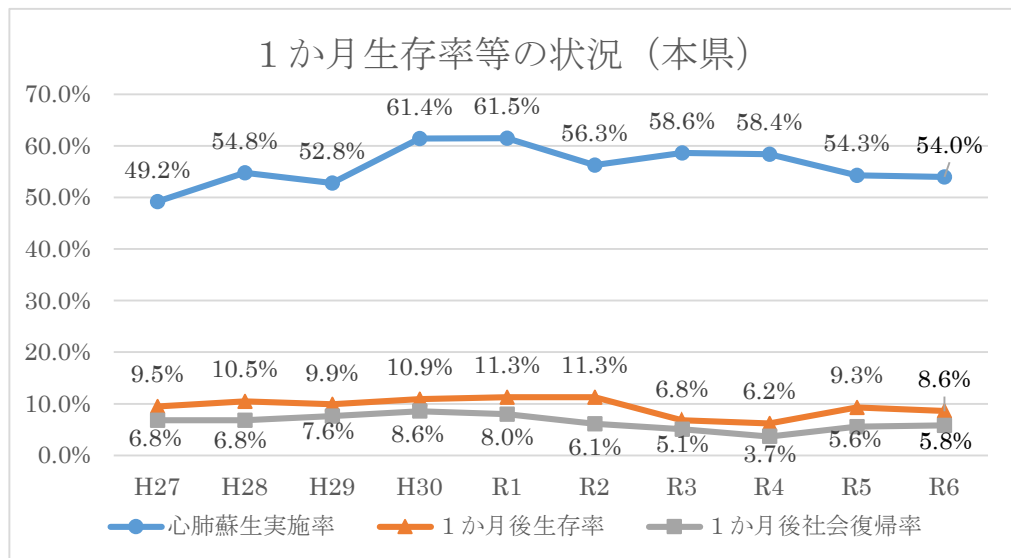
⑤国への要望

・国民誰もが適切な救命措置ができるよう、救命講習等の各種取組への支援及び国によるAEDマップの統一・一元管理について要望した。

⑥新規採用県職員研修における救命講習の実施

・AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の普及啓発のため、令和7年度から新規採用職員を対象にしたオンライン研修を導入。

(6) 参考：心肺蘇生実施率及び1か月後生存率・社会復帰率について



※出典：消防庁『令和7年度版 救急救助の現況』

・心肺蘇生実施率

一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者数のうち、一般市民が心肺蘇生を実施した割合

・1か月後生存率・社会復帰率

一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者数のうち、1か月後に生存（社会復帰）していた割合

## 3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

## (1) 県の取組 (第2条)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の 実施状況 及び成果】 AED 普及促 進事業	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民による心肺蘇生率の向上を図るため、県 AED 普及推進連絡協議会を通じて、AED の普及啓発を行うとともに、AED の設置促進や設置施設の周知を行う。</li> <li>① 県 AED 普及推進連絡協議会の運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費、印刷製本費等</li> </ul> </li> <li>＜協議会の実施内容＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各委員の活動状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 医療政策課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AED 設置状況、AED の使用方法動画やサンキューカード関連情報の県 HP への掲載、今後の取組、新規採用県職員オンライン研修等</li> </ul> </li> <li>イ 消防安全課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講習会及び指導者養成の状況</li> </ul> </li> <li>ウ 保健体育課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員及び児童生徒の取組状況</li> </ul> </li> <li>エ 各団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救命講習の実施状況等</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 普及啓発に向けた意見交換 サンキューカードの普及促進等</li> </ul> </li> <li>② AED の普及及び適切な管理促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県 HP 「AED のココロエ」の維持管理委託費</li> </ul> </li> </ul>	826 千円
【今後の取組】 ・ 上記に同じ	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急現場に居合わせた県民が、自発的に応急手当を実施できるよう、また、救命率を向上させることができるよう、引き続き、AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得に努めていく。</li> <li>・ AED の設置促進やバッテリー交換などの適切な維持管理の周知に努めていく。</li> <li>・ 国民誰もが適切な救命措置ができ</li> </ul>	1,363 千円

		るよう、救命講習等の各種取組への支援及び国による AED マップの統一・一元管理について要望する。	
--	--	---	--

**教育庁**

(2) 学校における普及促進の取組 (第3条)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																																											
			今年度 当初予算額 [千円]																																											
<p><b>【前年度の実施状況及び成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校における実習(児童生徒)</li> <li>救命講習会(教職員)</li> </ul>	県	<p>1 実施状況</p> <p>(1) 県立学校における AED の設置状況 (R7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に、各学校に 2 台(校舎内及び体育館)ずつ設置する。</li> <li>農林科学科、農業科、園芸科が設置されている学校及び児童生徒の多い特別支援学校は、1 台追加する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(単位:校)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>学校数</th> <th>2台</th> <th>3台</th> <th>4台</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">92</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">23</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) AED 使用実績 (R7: 持出しのみ含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校 9 件、中学校 10 件、高等学校 4 件、特別支援学校 3 件</li> </ul> <p>(3) 心肺蘇生法の実習 (R7) 【児童生徒】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">校種</th> <th colspan="3">保健体育科授業</th> </tr> <tr> <th>学校数</th> <th>実施校数</th> <th>実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td style="text-align: center;">442 校</td> <td style="text-align: center;">237 校</td> <td style="text-align: center;">53.6%</td> </tr> <tr> <td>中学校及び中等教育(前)</td> <td style="text-align: center;">223 校</td> <td style="text-align: center;">218 校</td> <td style="text-align: center;">97.8%</td> </tr> <tr> <td>高等学校及び中等教育(後)</td> <td style="text-align: center;">96 校</td> <td style="text-align: center;">89 校</td> <td style="text-align: center;">92.7%</td> </tr> </tbody> </table>	校種	学校数	2台	3台	4台	計	高等学校	92	85	4	3	92	中等教育学校	3	3	0	0	3	特別支援学校	23	16	7	0	23	校種	保健体育科授業			学校数	実施校数	実施率	小学校	442 校	237 校	53.6%	中学校及び中等教育(前)	223 校	218 校	97.8%	高等学校及び中等教育(後)	96 校	89 校	92.7%	5,142 千円
校種	学校数	2台	3台	4台	計																																									
高等学校	92	85	4	3	92																																									
中等教育学校	3	3	0	0	3																																									
特別支援学校	23	16	7	0	23																																									
校種	保健体育科授業																																													
	学校数	実施校数	実施率																																											
小学校	442 校	237 校	53.6%																																											
中学校及び中等教育(前)	223 校	218 校	97.8%																																											
高等学校及び中等教育(後)	96 校	89 校	92.7%																																											

		(4) 県が主催する救命講習会 (R7) 【教職員】			
		期 日	対 象	受講人数	備 考
		4月	小・中学校(初任者)	641人	教育研修センター
		4月	高等学校(初任者)	138人	
		4月	特別支援学校(初任者)	97人	
		4月	実習助手(初任者)	6人	
		9月	栄養教諭(初任者)	3人	
		9月	養護教諭(初任者)	31人	
		11月	養護教諭(中堅前期・後期(※1))	56人	
		9月～11月(6回)	公立・私立学校未受講者、保健体育科教員等(3年に一度受講を推奨)	140人	保健体育課※
		計		1,112人	
		※令和2年度から教職員が児童生徒に対する教え方を学ぶ内容を導入。(いばらき PUSH(※2)と連携し実施)			
		2 成 果			
		・児童生徒向けの実習や教職員向けの救命講習会を実施することで、AED及び心肺蘇生法に関する正しい知識と技能習得が図られた。			
【今後の取組】	県	・引き続き、AEDの設置を進めるとともに、児童生徒向けの実習や教職員向けの救命講習会を実施し、AED及び心肺蘇生法に関する正しい知識と技能習得の普及促進に努める。			5,336千円
・上記に同じ					

※1…中堅前期・後期とは、教員在職6年目、12年目。

※2…いばらき PUSHとは、NPO法人大阪ライフサポート協会が考案した胸骨圧迫とAEDの使い方限定した、短時間でわかりやすく、楽しく学べる心肺蘇生講習。

#### 4 その他

1	条例に関連する法令等の制定・改廃の動向	: 無
2	国・県における施策の見直し等の動向	: 無
3	条例の運用上の課題	: 無
4	条例の改廃の必要性の有無	: 無
5	その他	
<p>救急現場に居合わせた県民が自発的に応急手当を実施できるよう、また、救命率(1か月後生存率、1か月後社会復帰率)を向上させることができるよう、引き続き、AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得の機会を創出していく必要がある。</p>		